

大口町告示第29号

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成23年大口町告示第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 日中一時支援事業（第42条～第46条）」を「第9章 視覚障がい者歩行訓練事業（第41条の1～第41条の8）」に、「第10章 日中一時支援事業（第42条～第46条）」を「第11章」に、「第11章」を「第12章」に改める。

第3条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 視覚障がい者歩行訓練事業

第11章を第12章とする。

第10章を第11章とする。

第51条第1項中「様式第17」を「様式第20」に、同条第2項中「様式第18」を「様式第21」に改める。

第52条中「様式第19」を「様式第22」に改める。

第53条第1項中「様式第20」を「様式第23」に改める。

第9章を第10章に改め、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 視覚障がい者歩行訓練事業

(目的)

第41条の1 視覚障がい者歩行訓練事業は、視覚障がい者に対し、歩行訓練士（厚生労働省直轄の養成機関又は厚生労働省が委託した機関において、視覚障がい者への生活訓練等指導者養成課程を卒業又は修了した者をいう。）を派遣し、白杖による歩行訓練等の生活訓練を実施することにより、在宅の視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第41条の2 視覚障がい者歩行訓練事業の内容は、対象者の自宅周辺を主とした区域内への歩行訓練士の派遣とする。

(利用対象者)

第41条の3 視覚障がい者歩行訓練事業の対象者は、障がい者等のうち視覚障がい者で視覚障害の等級が認定されている者であり、更生意欲を持ち、訓練の効果が見込まれるものとする。

(利用回数)

第41条の4 視覚障がい者歩行訓練事業の利用回数は、1回につき2時間程度とし、原則として年間12回を限度とする。

(利用手続)

第41条の5 視覚障がい者歩行訓練事業を利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、大口町視覚障がい者歩行訓練事業申請書（様式第17）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、町長が委託する社会福祉法人等（以下この章において「委託事業者」という。）と面談の上、利用の可否を決定しなければならない。

3 町長は、前項の規定により利用が適切であると決定したときは大口町視覚障がい者歩行訓練事業決定通知書（様式第18）により、利用が適当でないことを決定したときは大口町視覚障がい者歩行訓練事業却下通知書（様式第19）により、申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により利用の決定を受けた申請者（以下この章において「利用者」という。）は、あらかじめ、委託事業者と訓練の内容等について、打合せをしなければならない。

(費用の負担)

第41条の6 視覚障がい者歩行訓練事業の利用に要する自己負担額は、無料とする。ただし、利用中に生じる公共交通機関の運賃、施設利用料等の経費は、利用者が負担するものとする。

(報告)

第41条の7 委託事業者は、当該事業を実施したときは速やかに町長に報告するものとする。

2 町長は、前項に定めるもののほか事業の適正な運営を図るため、委託事業者に対し必要に応じて実施状況の報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(委託事業者への支払)

第41条の8 町長は、委託事業者から当該事業に係る費用の請求があったときは、当該事業に要した額を支払うものとする。

様式第20を様式第23とし、様式第17から様式第19までを3様式ずつ繰り下げ、様式第16の次に次の3様式を加える。

様式第17（第41条の5関係）

大口町視覚障がい者歩行訓練事業申請書

大口町長 様

下記のとおり、視覚障がい者歩行訓練事業の利用を申請します。

		申請日	年 月 日
住所	〒		
	電話（ ） -		
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
身体障害者手帳	_____ 第 _____ 号 _____ 種 _____ 級		
申請理由			
訓練の内容	※訓練の経路等について具体的に記入してください。		

様

大口町長



大口町視覚障がい者歩行訓練事業決定通知書

年 月 日付けの申請につきましては、下記のとおり決定します。

記

1 利用期間

年 月 日（ ）から  
年 月 日（ ）まで

2 実施場所

3 派遣訓練士

・審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問合せ先

大口町

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町視覚障がい者歩行訓練事業却下通知書

年 月 日付けの申請につきましては、下記の理由により却下します。

記

1 却下理由

・審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問合せ先

大口町

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。